

南丹市地域公共交通活性化協議会 議 事 録

南丹市地域公共交通活性化協議会 事務局
(南丹市地域振興部地域振興課)

南丹市地域公共交通活性化協議会
(令和8年6月22日開催) 議事録

1. 招集年月日 令和8年5月28日(木)
2. 開催年月日 令和8年6月22日(月) 14時10分～15時00分
3. 開催場所 南丹市役所2号庁舎3階 301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 23名
 - (2) 出席者数 19名
 - (3) 出席した委員の氏名 別紙出欠状況のとおり

5. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	失礼いたします。 それでは時間が少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただいまより南丹市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 本日司会を務めさせていただきます南丹市地域振興課長の山田でございます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。 まず初めに、本日の出席状況をご報告申し上げます。 本日の出席者は、委員数23名に対し19名ご出席いただいておりますので、南丹市地域公共交通活性化協議会規約第8条第2項に定められております定足数の過半数を満たしておりますので、本会議が成立したことをご報告いたします。 続きまして、本日初めてご参加の委員の皆様や、市の人事異動もございましたので、議事に入る前に順番にお名前とご所属の自己紹介をお願いいたします。 それでは松中会長様から、奥村委員の順に、席順にご紹介をいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。 ※自己紹介 皆様、ありがとうございました。 それでは初めに松中会長様より、開会のご挨拶をいただきたいと思います。
----	---

	す。 よろしくお願いいたします。
会長	本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 本日、令和 8 年度第 1 回の南丹市地域公共交通活性化協議会ということで、本年度も引き続き皆様の貴重なご意見を賜りながら、議事の方を進めて参りたいと思いますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。 それでは議事に入らせていただきます。 規約第 8 条第 1 項の規定によりまして、これより松中会長に議長をお願いいたします。 それでは松中会長、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、議事の方を進めさせていただきたいと思います。 まず最初に、第 1 号議案「令和 7 年度事業・決算報告」について、事務局の方からご説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。 それでは、第 1 号議案 令和 7 年度 南丹市地域公共交通活性化協議会事業・決算報告について、事務局より説明させていただきます。 令和 7 年度の事業報告から説明を行いますので、右上に第 1 号議案と記載されている A3 刷りの資料をご覧ください。 こちらは、令和 5 年度に作成した南丹市地域公共交通計画に掲げる年次事業を元に、令和 7 年度に計画及び実施した事業を記載しております。 実施した事業の進捗状況によって、資料の右端に記載しておりますが、A・B・C の 3 段階で評価させていただいております。 なお、A B C 評価の基準については、資料の右下近くに記載されておりますので、そちらの方をご覧ください。 本日は A 評価とした実施事業の中から、主なものを抜粋して報告させていただきます。 まず施策として⑤ー2、南丹市営バスのルート、ダイヤ等の見直しについてですが、市営バスのフリー乗降区間の追加を行いました。 区間としましては、南丹市日吉町の大町から教会前というバス停の区間を追加しまして、令和 7 年度の第 1 回目の当協議会で議案に上げ、そして協議会の承認をいただいたものになります。 続いて施策⑥ー2。 駅から学校までの街灯の整備について、J R 吉富駅ロータリーにあります街灯を L E D に改修し、明るさの改善と電気代の削減を行いました。 続いて、施策⑥ー3。 デジタル化の導入等による利便性向上につきまして、南丹市営バス全線へ

PayPay 決済の導入を行ないました。

つきましては、令和 7 年 1 月より市営バス美山園部線において試験的に導入をしましたが、令和 8 年 2 月より市営バスの全路線において利用可能としております。

導入にあたりまして、資料につけておりますカラー刷りの赤色のチラシを市のホームページやバスの車内に掲示しまして、乗客の皆様の方に、全路線で使えるということを周知に努めております。

続きまして、裏面の方に移らせていただきます。

施策⑨-2。

ターゲットに合わせた利用促進活動の実施について、胡麻郷小学校、みやまこども園で市営バスの乗り方教室を実施いたしました。

実施内容につきましては、資料につけておりますので、そちらと合わせてご覧いただければと思います。

バスの乗り方教室の 1 回目は 9 月 25 日に胡麻郷小学校の 6 年生 22 名を対象に、2 回目は 10 月 31 日にみやまこども園の年長組 16 名を対象に実施しました。

当日は市営バスの運転手からバスの乗り方や乗り降りの際の注意点等を説明した後、実際にバスに乗車してもらう体験をしていただきました。

将来的に通学でバスを利用することになる子ども達にとって、非常に有意義な機会になったと考えております。

以上、実施した項目の報告となります。

B 評価もしくは C 評価としている項目につきましては、今年度以降に順次取り組んで参りたいと考えています。

事業報告は以上となります。

続きまして、令和 7 年度決算について説明させていただきます。

資料少し戻りまして、一番最初のページから 3 ページ目の、令和 7 年度南丹市地域公共交通活性化協議会決算書（案）をご覧ください。

まずは収入から説明させていただきます。

補助金につきましては、決算額は 503 万 657 円となります。

内訳は、南丹市地域公共交通計画施策事業補助金が 18 万 4,657 円。

地域内フィーダー系統補助金が 484 万 6,000 円です。

次に、諸収入をご覧ください。

決算額は 385 円となります。

内訳は、前年度繰越金 28 円、決算利息 357 円となっております。

決算額合計は 503 万 1,042 円となります。

続きまして、支出の説明をさせていただきます。

会議費ですが、決算額は 16 万 8,872 円となります。

内訳は、委員報酬が 15 万 2,694 円、費用弁償が 1 万 1,372 円、源泉徴

	収税 4,806 円です。 次に事業費ですが、決算額は 484 万 6,000 円となります。 内訳は、地域内フィーダー系統補助金 484 万 6,000 円です。 次に、事務費決算額は 1 万 6,170 円となります。 振込手数料で 1 万 6,170 円となっております。 決算支出決算額合計は 503 万 1,042 円となります。 つきましては、収入から支出を差し引きまして 0 円、差引額は 0 円となります。 決算報告は以上となります。
会長	ありがとうございました。 事業報告それから決算報告を報告して頂きました。 それでは続きまして、令和 7 年度会計監査の報告をお願いしたいと思います。
監査	それでは会計監査の報告をさせていただきます。 令和 8 年 6 月 12 日に、令和 7 年度における南丹市地域公共交通活性化協議会の事業内容及び収支決算を監査したところ、帳簿及び証拠書類は整備され適正に処理されており、決算額に誤りがないことを確認させていただきました。 以上報告とさせていただきます。
会長	ありがとうございました。 それでは、ただいまご説明いただきました、令和 7 年度事業決算報告につきまして、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。 第 1 号議案と書かれた資料の方に、令和 7 年度の状況の方をまとめていただいておりますけれども、表面右下に評価 A・B・C と事務局の方で、昨年度の実施状況につきまして評価をいただいております。 本日は A について「事業が適切に実施された」につきまして、ご紹介いただきました。 B・C で「実施できなかった点があった或いは実施できなかった」については引き続き実施を調整されて行く形でよろしいでしょうか。 決算の方ですが、こちら A4 資料の収入・支出ということで、基本的にはフィーダー系の補助金、国庫補助金をこの協議会で受け入れて、補助金として支出している、それ以外はこの会議の運営報酬という形になっているかと思います。 また、先ほど監事の方から、この監査を受けられまして、特に問題はないということを確認いただいているかと思います。 よろしいでしょうか。 特にご意見、ご質問等なければ協議事項の表決の方をお願いしたいと思います。

	第 1 号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございました。それでは全員の賛成をいただきましたので、「第 1 号議案」については可決されたということにさせていただきますと思います。 それでは続きまして、第 2 号議案の令和 8 年度の事業計画につきまして、こちら事務局の方からご説明をお願いいたします。
事務局	はい、失礼します。続きまして第 2 号議案の説明をさせていただきたいと思います。 右上に第 2 号議案と記載されている資料をご覧ください。 令和 8 年度事業計画案、令和 8 年度において主に予定する事業としましては、施策の④—1、園部駅や園部駅周辺での待合環境の向上、園部駅観光協会窓口での市営バス回数券・定期券販売に向けた調整を行う予定です。 施策④—2、八木駅の交通結節機能の強化及び待合環境の向上、八木駅前駐輪場の一部を一時預かり駐車場へ整備するための設計を行う予定です。 施策⑨—1、使いやすい地区別の総合時刻表・マップの発行、各地域版の時刻表を作成する予定です。 公共交通の利用促進に係る事業を積極的に展開し、より乗って頂ける、利用者数の増加につながる施策を展開していくことを計画しております。 実施項目については、令和 7 年度からの継続事業も加え進めてまいります。 また、次回開催の本協議会において、事業に関する中間報告をさせていただく予定としております。 第 2 号議案は以上となります。
会長	ありがとうございました。 それではただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。 施策の分類が①から⑫までであるということで、それぞれ項目ごとに実施の内容について取りまとめをいただいておりますが、よろしいでしょうか。 特に①—1、或いは②—1 のように移転建替えについて、スケジュールと連動してるものにつきましては、医療センターの建て替えの方が、どのようなスケジュールになるかによって紐付く、ということかと思います。 次は予算ですが、予算に応じての項目が多かったかと思います。 後は実施、順次実施、それから協議というような形でまとめていただいておりますが、よろしいでしょうか。 はい、できるだけ早期に実施できるものから取り組んでいただき、計画

	全体の内容を精査、或いは計画の見直しのことも視野に入れてもよいのではないかと思います。 特にご意見等がないようですので、こちらの方も協議事項となっていますので表決をお願いしたいと思います。 第 2 号議案につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。 ありがとうございます。 それでは、賛成となりましたので、第 2 号議案につきましても可決とさせていただきます。 続きまして、第 3 号議案、「地域間幹線系統補助金及び地域内フィーダー系統補助金」に係る申請につきまして、こちらも事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局	はい、失礼します。 第 3 号議案、地域間幹線系統補助金及び地域内フィーダー系統補助金について、事務局より説明させていただきます。 本件につきましては、それぞれ国へ補助金申請を行うものとなっております。 補助の概要についてご説明させていただきます。 右上に第 3 号議案と記載されている資料をご覧ください。 まず事業年度についてですが、通常、一般的な事業の年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日という風にされていることが一般的ですが、バスの事業年度は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとなっております。 今回申請する、令和 9 年度の事業期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までであり、簡単に言いますと、通常年度の半年早い年度ということになります。 続いて、地域間幹線系統補助金についてご説明いたします。 地域間幹線系統補助金は、複数の市町村をまたがる路線バスへ国が補助を行うものになります。概要は、本日追加で配布しましたカラー刷りの別紙「地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）」に記載されておりますので、この場では説明の方は省略させていただきます。 今回申請しますのは、京阪京都交通の八田線と神吉線、原・神吉線の 3 路線になります。 八田線は南丹市と亀岡市、神吉線は南丹市と亀岡市、京都市にまたがって運行されている路線であり、こちらが地域間幹線系統補助金の対象となっております。 八田線、神吉線、原・神吉線については、特に神吉地域や西本梅地域など移動手段が限られる地域を運行している路線であり、地域の貴重な交通手段を確保し、住民利便を維持するために、この補助金を申請するものになります。

なお、今回の申請は補助を受けるための計画認定申請であり、令和 8 年 10 月以降に本申請の手続きを進めていくことになります。

補助金の申請見込額につきましては、路線運行に 1,013 万 7,000 円、車両購入に係る減価償却費が 675 万円の計画認定申請となっております。

続きまして裏面の方に移らせていただきます。

こちらは地域内フィーダー系統補助金について記載されております。

地域内フィーダー系統補助金ですが、いわゆる枝路線への補助であり、広域を走る路線や J R に接続する路線などが補助の対象となっております。

先ほどの地域間幹線系統補助と同じく、計画認定申請であり、南丹市営バスと南丹市園部町を主に運行しております、ぐるりんバスの路線が対象となっております。

補助を受ける目的としまして、市内のバス交通を持続可能な公共交通とするために、また府補助金が減額されている中、不足分を補うためにフィーダー系統補助金の申請を行うものです。

フィーダー系統補助の概要は、幹線と同じく本日追加で配布しました「地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）」の資料に記載されておりますので省略させていただきます。

フィーダー系統補助の見込額の算出は、今後、国からの通知があつてからになりますが、昨年の補助金額は 484 万 6,000 円でしたので参考に報告させていただきます。

地域内フィーダー補助についても、幹線系統補助と同じく、路線バスの運行の補助に加え、車両の購入に伴う減価償却費の補助も申請することとしております。

地域間幹線系統補助及び地域内フィーダー系統補助の国への提出資料は、それぞれ次のページ以降になります、表に地域公共交通計画認定申請書、中央に提出資料と記載しているものになります。

補助申請につきましては以上になりますが、報告とご承諾をいただきたいことがございます。

資料の後ろから 3 ページ目になります、前後して申し訳ないですが、右肩に「資料」と書かれております「計画の変更と協議会の開催について」というページをご覧くださいだと思います。

こちらについては、先にご説明させていただきました補助申請に変更が生じた場合に、改めて協議会を開催し承認が必要となり、補助金の申請中にバス路線の変更（主に運行回数や運行日、運行経路等）の変更が生じた場合、法定協議会の議論を経て、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

しかしながら資料に記載されております軽微な変更につきましては、法

	定協議会、つまり南丹市地域公共交通活性化協議会の議論を経たものとして取り扱うということとしております。 こちらの資料の裏面に軽微な変更に係る要綱を抜粋して記載しておりますので、またご確認ください。 併せて今後、6月末までに国へ今回の補助金認定申請を提出することとなりますが、内容を精査のうえ、万が一修正が生じた場合の変更については、事務局に一任とさせていただきたく思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 こちらからの説明は以上になりますが、本日、委員として京都運輸支局の中垣様も出席いただいておりますので、もし補足事項等がございましたら説明をお願いできますでしょうか。
委員	京都運輸支局の中垣と申します。 国の補助制度について、補足的な形で資料に沿って説明させていただきたいと思います。 机上にお配りされてます「地域公共交通確保維持事業」という資料で、今回協議会の方から申請いただく地域間幹線系統補助と地域内フィーダー系統補助、これについての概要が記載されてます。 共に似たような形で、赤字路線に対しての運行経費を国が補助しますというものになってますが、幹線とフィーダーということで、それぞれ役割が異なる路線に対しての補助という分類になってます。 まず1枚目に入れております、地域間幹線系統というのが市町村を跨ぐようなバス路線については交通の幹になる部分というところでの補助の対象となっています。 細かく書いてるんですけど、こちらの補助につきましては今回の計画申請のところで、予測でその費用と収益を出していただいて、その決算額について2分の1を国が補助するという制度になっています。 こちらにつきましても補助要件というのがございまして、実際、今回認定していただく計画期間というのは今年の10月から来年の9月の間、確実に運行していただくというところと、主な要件の四つ目のところで輸送量が15人から150人というのが規定されています。 これは簡単に言いますと、1便当たり1回の輸送で5人以上乗っていないと、それはあまりにも乗ってないので補助対象とみなしませんという、いわゆる足切りの基準が設けられています。 そのため、今回認定申請をいただいたとしても、ここの基準がクリアできない場合は補助金自体が交付されない可能性がありますので、そのような対象路線ということで、市の利用促進と併せて持っていく必要があるということでご認識いただければと思います。 続きまして、ページめくっていただいて「地域内フィーダー系統」の方

	のにつきましては、フィーダーというのは先ほども説明いただいたとおり枝葉にあたる路線、今回の系統で言いますと、南丹市内のみで運行が完結するような路線が対象になっております。 こちらの補助対象経費につきましては、先ほどの幹線と異なりまして実績に基づくものになります。 実際に走っていただいた経常費用とその経常収益、そこから差引した額の2分の1以内が対象となってきます。 先ほど事務局の方からも説明がありましたが、このフィーダー系統につきましては自治体ごとに、予算の中でも交付の条件額っていうのが定まってくるので、その上限額の中でこの2分の1以内の補助が実施されるということになります。 こちらにつきましても先ほどの幹線と同じように、補助要件というところで、一定の基準が設けられてます。 先ほどの幹線に比べては基準としては緩くはなるんですけども、これでもやはり1往復あたり2人以上はないと基準に満たないということで、補助金の交付対象外ということになってきます。 続いて今後のスケジュールですが、今回認定いただくのは今年の10月から来年の9月までの運行計画を認定いただくというものになりまして、前年度のこの協議会の方で認定いただいたのが、昨年の10月から本年の9月末までの運用計画になります。 今年度、この協議会でこの申請に関して手続きを行っていただくのは、この9月末まで運行する分について交付申請する補助金を、実際に請求する手続きを11月までに行っていただく必要があります。 それにつきましては、この11月までにまた協議会を開催いただいて、実際の運航実績を踏まえて交付申請を協議会の方で出していただく必要がありますので、その際はまた協議会の開催等々、協議の方よろしく願いしたいと思います。 以上、簡単ですけども補足説明とさせていただきます。
事務局	補足説明ありがとうございました。 第3号議案の説明につきましては以上となります。
会長	はい、ありがとうございました。 それではただいまご説明いただきました第3号議案につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委員	すみません、京都支局の中垣と申します。 続きで申し訳ございません。 この補助金申請につきましては、2年前から計画認定を出していただいて、継続をして協議いただいてるところかと思います。 前年度1回目になる交付申請を出していただいたと思います。

	その中で幹線につきましては、引き続き先ほどの基準っていうのを満たした形で補助金が交付されてるところなんですけれど、フィーダー系統につきましては、一部系統につきましては、その1便あたりの2人の基準ですね、そこが満たされなくて、実際交付申請の段階で補助対象から漏れてしまった系統が何本かございました。 その辺りにつきましてはまたこの協議会を含めて、地元の方に働きかけていただいて、少しでも多くの方に乗っていただくように、利用促進を続けていただければと思います。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 こちらの国庫補助ですが、先ほどご説明がございましたように、この交付を受けるためには、最低でも1便あたり2名という形で乗車をいただく必要があるということです。せっかくの制度なので、そういった制度を活用して補助金をいただけるように、その基準をなんとかクリアできるようにしていただければと思いますが、他何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 こちらの事業年度が4月ではなくて10月からということで、少し慣れず、理解しにくいという部分もあるかとは思いますが、こちらは初めてということではございませんので、初めての委員の方には少しわかりにくいかもしれませんが、継続して委員をされてる方にとっては昨年に引き続きということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 他に何かご質問等ございませんでしょうか。 先ほど、事務局の方からご説明ございましたように、軽微な修正につきましては事務局に一任するというこゝで、お集まりいただく会議等々で、補助金の申請期限があり、基準が明記されています、こちらで書いているような軽微な変更につきましては、事務局の方にお任せしたいと思ひます。 よろしいでしょうか。 事務局の方は非常に膨大な資料の作成、ありがとうございました。 それでは引き続き決裁をいただいて申請をして、滞りなく進めていただければと思ひます。 それでは特に意見等ないようでごひますので、こちらの方の表決、第3号議案、表決をしたいと思ひます。 第3号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます、それでは皆様に挙手いただきましたので、第3号議案につきましては可決させていただきたいと思ひます。 ありがとうございます、こちらの方で議題については以上となります。ご審議、誠にありがとうございました。

	それでは続きまして、次第の 4 番目の報告事項に移りたいと思います。 「南丹市内の公共交通利用者数の推移」につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。
事務局	はい、失礼します。 まず初めに資料に修正がありますので、資料の差し替えをお願いいたします。 最後から 2 番目のページの右上に報告事項と記載のあります「南丹市内路線バスの利用者数の推移」の資料を、机上にある、置いてある資料に差し替えをお願いいたします。 よろしいでしょうか。 それでは、報告事項「南丹市内の公共交通利用者数の推移について」説明させていただきます。 南丹市内の公共交通利用者数の推移として、コロナ前の平成 30 年度から、直近の令和 7 年度までの年間の利用者数を記載しておりますので、ご確認ください。 緑色の南丹市営バスの利用者数は、コロナの影響で減少しておりますが、令和 5 年度にかけて回復傾向にございます。 令和 5 年度から令和 6 年度にかけては減少しておりましたが、令和 6 年度から 7 年度にかけては増加しました。 今後も利用者数の上昇に向けて、利用促進を行って参ります。 次に青色、ぐるりんバスは、利用者数は増加傾向にあり、令和 7 年度は平成 30 年以降で最大の利用者数となっております。 次に黄色、京阪京都交通の市内路線全利用者数は、コロナ禍の令和 2 年度にかけては減少しておりましたが、令和 6 年度から 7 年度にかけては、原・神吉線と園部農芸線で利用が増加しております。 次に赤色、デマンドバスについては、利用者数はコロナ禍前より減少しておりますが、令和 6 年度から令和 7 年度にかけては日吉地域で利用が増加しております。 次に紫色の園福線につきましては、令和 6 年 4 月 1 日より中京交通の新規運行を開始し、園部駅西口から桧山間のデータは従前データがありませんので、令和 6 年度から新たに記載することとしております。 令和 6 年度から令和 7 年度にかけては利用が増加しております。 最後に A3 の J R 嵯峨野線・山陰線利用人数と記載されている資料をご覧ください。 南丹市内の鉄道 7 駅について利用者数の推移を記載しております。 令和 2 年度にかけて利用者数が減少しており、令和 7 年度までである程度回復しておりますが、コロナ前の水準には戻っていない状況がございます。

	今後、利用促進の取り組み等を積極的に推進し、利用者数増加につなげていきます。 報告事項は以上となります。
会長	はい、ありがとうございました。 それではただいまのご説明につきまして、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。 市営バスの方が少しコロナ禍前よりも利用がそんなに戻ってないということですが、一方で京阪京都交通やぐるりんバスの方は非常に好調な状態を保ってるとのことですので、引き続きこういった状況が続くように進めていきたいと思います。 一方でＪＲの方ですが、かなり従前の状態には戻りきれてない状況で、さらには令和５年から少しまた減少傾向に入ってるのが気になるころではございますが、市内のバス、それからぐるりんバス、こういったバスとそれからこのＪＲがうまく連携してまた利用者が戻ってくるように努めていただければと思います。 他、何かございますでしょうか。 特にご意見がないようでございますので、これで終了させていただきたいと思います。 続きまして、次第の５、その他につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。 事務局の方からよろしいですか。
事務局	すみません、事務局の方からお手元にお配りさせていただいてます資料を中心に、３点ほどご説明をさせていただきます。 まず１点目は、お手元に配らせていただいております京阪京都交通の神吉線、原・神吉線の利用促進のチラシのご紹介でございます。 １枚ものですが、すでに６月７日から８月末まで利用促進キャンペーンをしております。 これにつきましては朝夕の通勤通学はそれなりにご利用いただいておりますが、お昼間であったりとか、土日はイベントの時は利用があるんですけども、比較的少ないということもございますので、なんとか利用促進を進めていきたいということで、昨年度もさせていただいたのですが、こういった形で市外のイベントでチラシを配布させていただきました。 皆様方もこのチラシがあれば１回だけでも無料で乗れるということになっております。 神吉地域で有名なところでは京和菓子の仙太郎の工場もございまして直売所もございます。おいしいものもありますし、最近では週末だけですが、ポニーがいるカレー屋さんも開店しています。バスに乗って楽しんでいただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

	続いて2点目です。 先ほど報告事項でもありましたとおり、園福線が園部駅から国道9号を通り、福知山まで運行しております。 この路線について、以前は西日本JRバス様に運行いただいておりますが、令和5年度をもって撤退され、令和6年4月からは、中京交通様と京都交通様にお世話になり運行がされております。 路線については、国から地域旅客運送サービス継続計画の認定を受けておりますが、その認定期間が令和9年3月末で切れることから、次期運行事業者を決めるための外部有識者会議が7月8日に京都府庁で行われます。 有識者として本協議会の下伊豆委員に出席をお世話になりますので、この場を借りて報告させていただきます。 それから3点目ですが、これは2枚のチラシになります。 ジュニアロードレースとインターハイの関係でございます。 6月28日に全日本自転車競技選手権大会ジュニアロードレースが、南丹市美山町で行われます。これは昭和63年の京都国体の時にロードコースとして認定されたところであり、17歳以下と15歳以下の、トップクラスの選手が来て競技をするというものとなっております。 これに伴いまして、当日の概ね午前中は交通規制があり、バスが休止になったりとか或いは部分的にしか走らないという形になっております。 詳細はチラシの裏に掲載されておりますが、こういう形で通行規制をかけるということでございますので、ご承知おきいただきたいのと、出来ましたら、応援に来ていただければと思っております。 それからもう1枚が、8月2日にインターハイの自転車競技大会として、同じ美山町のコースで47都道府県の各代表の選手がレースをするというものとなっております。 これはなかなかめったに見られないものでございますので、出来ましたら応援にお越しいただければと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。 以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。 皆様の方から何かご意見等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特に皆様方からご意見等ないようであれば、以上をもちまして協議事項を終了させていただきたいと思っております。 皆様にご協力いただきまして円滑に議事進行することができました、ありがとうございます。

司会	松中会長、円滑な議事進行ありがとうございました。 それでは閉会の挨拶を岡部部長の方から申し上げます。
部長	失礼いたします。 本日は皆様大変お忙しい中、令和８年度第１回南丹市地域公共交通活性化協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。 また議案につきまして、慎重審議いただきありがとうございました。 本市の公共交通につきましては、市域が広いがゆえの課題も多くございます。 しかしながら高齢化が進む中、今後ますます公共交通の役割が大きくなって参りますし、交通計画に掲げております、誰もが外出しやすいまちという基本理念の実行に向けて、本日審議をいただきました、交通計画を着実に取り組みを進めていくことが住民の皆様の移動手段の確保に繋がり、南丹市に住んで良かったなと思っていただけるものと考えております。 そういった市民の生活に直接関わります、この協議会の委員として皆様方にお世話になって参りましたところではございますが、本年の９月３０日までの任期で、今の皆様については任期をお迎えいただくということになっているところでございます。 例年ですと、１０月の末辺りが次回の協議会ということになるところで、今回が現在の委員の皆様にお世話になる最後の会議になると考えております。 皆様にはこれまで、貴重なご意見をたくさん頂きまして、誠にありがとうございました。 つきましては、また次期委員の選出につきまして、それぞれの皆様の所属の団体等へご案内を差し上げることになろうかと思えます。その際、また何卒引き続きのご協力をいただきますようお願いを申し上げます、本日の閉会のご挨拶とさせていただきますと思います。 本日は誠にありがとうございました。
司会	では以上をもちまして南丹市地域公共交通活性化協議会を閉会とさせていただきます。 皆様本日はありがとうございました。 お気をつけてお帰りください。